

横須賀市応急手当に係る見舞金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、バイスタンダーが救急業務に協力した際に、偶発的事故の発生により感染症のり患が疑われ検査を受けた場合において、見舞金を支給することをもってその損害を軽減し、誰もが安心して応急手当ができる環境を整えるとともに応急手当の普及啓発を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) バイスタンダー 本市消防局が管轄する地域内における救急現場に居合わせた者をいう。
- (2) 応急手当 人工呼吸、胸骨圧迫心マッサージ及び自動体外式除細動器を用いた除細動による心肺蘇生処置、大出血時の止血、傷病者管理、外傷の手当、搬送等をいう。
- (3) 偶発的事故 応急手当の実施中に生じた偶然な事故をいう。
- (4) 感染症 エボラ出血熱、南米出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、B型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルス、ヒト免疫不全ウイルス及び梅毒をいう。
- (5) 検査 感染症に係る直後検査（偶発的事故が発生してからその日を含めて7日以内に行う血液検査等で、応急手当の実施と関係なく既に感染症にり患していないかを確認するためのものをいう。）及び結果検査（直後検査を行った日からその日を含めておおむね3月経過した時点で行う血液検査等で、偶発的事故によるり患の有無を調べるためのものをいう。）をいう。

(対象者)

第3条 見舞金の支給対象者は、次に掲げる事項の全てに該当するバイスタンダーとする。

- (1) 本市消防局の救急業務に協力し、応急手当を実施したこと。
- (2) 応急手当を実施した日を含めて30日以内に、偶発的事故の状況を本市に届け出たこと。

(3) 偶発的事故により、感染症にり患した疑いがあること。

(4) 医療機関において、検査を受けたこと。

2 前項の規定にかかわらず、偶発的事故が発生した原因が次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を支給しない。

(1) 見舞金の支給対象者による重大な過失

(2) 戦争その他の変乱

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が見舞金を支給することが適当でない
と認めるとき。

3 市は、見舞金の支給要件を満たすバイスタンダーが死亡した場合は、当該
バイスタンダーの法定相続人に対し見舞金を支給するものとする。

(見舞金の額)

第4条 見舞金の額は、25,000円とする。

(準用)

第5条 この要綱に定めるもののほか、見舞金の支給は、本市消防局を被保険
者として一般財団法人全国消防協会が保険会社と契約する消防業務賠償責任
保険おけるバイスタンダー見舞金（感染検査費用）の支給に係る規定を準用
する。

(その他の事項)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、消防局長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。